



報道関係者 各位

平成28年9月1日

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 野中 信孝
室長補佐 角入 則夫
(電話) 048-600-6205

埼玉県最低賃金を10月1日から時間額845円に改定します

－ 25円引き上げで、昨年に続き全国4位の予定 －

本日、埼玉労働局長（田畑 一雄）は、埼玉県最低賃金（時間額820円）を25円引き上げ、時間額845円に改定する決定を行い、本日官報に公示しました。

効力発生日は平成28年10月1日で、改定後の金額は昨年に続き全国4位となる予定です。

1 改定決定について

昨年度の引上げ額18円を上回る25円の引上げは、本年7月28日に中央最低賃金審議会が示した「平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、本県における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力等を総合的に勘案して審議された埼玉地方最低賃金審議会（会長 林 大樹。一橋大学大学院教授）の答申（平成28年8月5日）を尊重したことによるものです。

【参考：埼玉県最低賃金額及び対前年度上昇額・上昇率】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
時間額	771円	785円	802円	820円	845円
対前年度上昇額	12円	14円	17円	18円	25円
対前年度上昇率	1.58%	1.82%	2.17%	2.24%	3.05%

2 周知及び履行確保について

埼玉労働局では、埼玉県内すべての労使に改定決定された最低賃金額と効力発生日を周知するため、次の事項を実施します。

- (1) 周知広報用ポスター、リーフレットの作成及び関係機関、事業場への配布
- (2) 県、市町村への広報誌掲載依頼
- (3) 経営者団体・労働団体等の会員（事業場）への周知依頼
- (4) 監督指導による履行確保

3 参考

(1) 最低賃金制度

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされる制度です。

なお、最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、罰則があります。

(2) 適用

埼玉県最低賃金は、原則として埼玉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

なお、埼玉労働局長の許可（最低賃金減額特例許可）を受けた者はこの限りではありません。

(3) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる手当
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

(4) 日給、月給等との比較方法

埼玉県最低賃金は時間額で決められていますが、日給、月給の場合の比較方法は次のとおりです。

① 日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）

② 月給の場合

月給額 × 12ヶ月 ÷ 年間所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）

(5) 特定（産業別）最低賃金

埼玉県内では、すべての使用者・労働者に適用される「埼玉県最低賃金」のほかに、特定の産業に適用される非鉄金属製造業最低賃金などの6件の「特定（産業別）最低賃金」が設定されています。これらの産業では、埼玉県最低賃金と特定（産業別）最低賃金が重複して適用されますが、金額の高い「特定（産業別）最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

このため、埼玉県各種商品小売業最低賃金（百貨店や総合スーパーなどの衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業が該当する。）については、平成27年12月1日から時間額834円ですが、埼玉県最低賃金と競合することにより、平成28年10月1日以降、新たな埼玉県各種商品小売業の特定（産業別）最低賃金が発効するまでの間は、時間額845円の埼玉県最低賃金が適用されることとなります。（最低賃金法第6条）

なお、特定（産業別）最低賃金についても、埼玉労働局長から埼玉地方最低賃金審議会に対して平成28年8月2日に改定諮問を行い、同審議会において審議が進められています。

必ずチェック！最低賃金 埼玉県最低賃金（時間額）

845円

平成28年10月1日から

アルバイト・臨時も県内で働くすべての人に適用

埼玉県の地域別最低賃金（時間額）は、平成28年10月1日（土曜日）より、これまでの820円から25円アップして時間額845円となります。

なお、埼玉県における6つの特定（産業別）最低賃金のうち、埼玉県各種商品小売業最低賃金（百貨店や総合スーパーなどの衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業が該当する。）は、平成27年12月1日から時間額834円ですが、埼玉県最低賃金と競合することにより、平成28年10月1日以降、新たな埼玉県各種商品小売業の特定（産業別）最低賃金が発効するまでの間は、時間額845円の埼玉県最低賃金が適用されることとなります。（最低賃金法第6条）

特定（産業別）最低賃金についても、埼玉労働局長から埼玉地方最低賃金審議会に対して平成28年8月2日に改定諮問を行い、同審議会において審議が進められています。各種商品小売業以外の5つの埼玉県特定（産業別）最低賃金の時間額、発効日等は埼玉労働局ホームページを参照いただくようお願い致します。

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業の活用を！

「業務改善助成金」・「キャリアアップ助成金」が拡充されます。

リーフレット「業務改善助成金の拡充のご案内」・「非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充～キャリアアップ助成金を拡充します～」を埼玉労働局ホームページに掲載しておりますので、「最低賃金ワン・ストップ無料相談」とともに、ご活用をお願い致します。

《お問い合わせ先》

- * 最低賃金に関しては、埼玉労働局賃金室（☎048-600-6205）
- * 「業務改善助成金」及び「最低賃金ワン・ストップ無料相談」は、埼玉労働局雇用環境・均等室（☎048-600-6210）、埼玉県最低賃金総合相談支援センター（☎0120-310-394）
- * 「キャリアアップ助成金」は、埼玉労働局職業対策課（☎048-600-6209）、最寄りのハローワーク